## 岩手県告示第587号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成25年7月22日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社浜名設備
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂三丁目10番31号
    - ウ 代表者の氏名 山口睦司
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-24) 第5784号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設 工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成25年7月22日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社プライム住建
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市高松二丁目6番39号
    - ウ 代表者の氏名 下舘孝光
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-23) 第8822号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月19日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成25年7月17日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 エム・ケイ
    - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大町二丁目1番18号
    - ウ 代表者の氏名 小林正樹
    - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第110084号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業 及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び水道工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。